

Q1 応募資格は会員歴が3年以上ということですが…

A その通りです。(社法)日本体育学会測定評価分科会に登録された(会費納入期間)が、助成当該年度の直前年度までで3年以上であることが必要です。体育学会の会員管理方式の特性上、年度内の1, 2, 3月に分科会登録申込と年会費納付があった場合、次年度からの入会であると管理記録上に処理されることがあるようです。その点ご注意願います。(年会費の口座自動振替をご利用頂くとこのようなことは無くなります。)もし確認が必要でしたら、本学会事務局までメールにてご連絡下さい。但し、個人情報に当たりますのでご本人であることを確認させていただきますことご了解下さい。

Q2 助成期間と使用期間とがあるようですが…

A はい。助成期間は本学会事業の一環としてこれを取り扱う期間を明示するものです。事務管理に必要な定義と申せます。一方、使用期間は助成金を使える権利期間のことで、本助成規程にある助成委員会への報告書提出を可能にするため等を考慮して設けられています。どちらも1年であるのは、当該年度中に助成を受けた研究の成果を、助成年度中にご発表になる場合、旅費への支出が可能で、本学会の大会は3月に開催されることもあります。なお、助成委員会に提出する会計報告書が作成された後は、使用期間内であっても使用できません。ご注意頂くのは「発表義務は2年間(度)以内に履行」なのですが、使用期間を過ぎると助成金は使えないということです。

Q3 助成金を使い残した場合はどうするのですか？

A 使用残額は全て本学会に返還して下さい。振込手数料はご負担下さい。